

令和6年3月8日
社援発 0308 第10号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正について

標記「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日付社援発1111第1号）を別紙新旧対照表のとおり改正する。

(別紙)「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について (喀痰吸引等関係)」の一部改正

改 正	現 行
<p>社援発 1 1 1 1 第 1 号 平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日 第 1 次 改 正 社援発 0 7 0 2 第 8 号 平成 2 4 年 7 月 2 日 第 2 次 改 正 社援発 0 3 1 2 第 2 4 号 平成 2 5 年 3 月 1 2 日 <u>第 3 次 改 正</u> <u>社援発 0308 第 10 号</u> <u>令和 6 年 3 月 8 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について (喀痰吸引等関係)</p> <p>「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 72 号。以下「改正法」という。)」により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)」の規定に基づく「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。)により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。)」について、介護職員等による喀痰吸引等の実施の基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、</p>	<p>社援発 1 1 1 1 第 1 号 平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日 第 1 次 改 正 社援発 0 7 0 2 第 8 号 平成 2 4 年 7 月 2 日 第 2 次 改 正 社援発 0 3 1 2 第 2 4 号 平成 2 5 年 3 月 1 2 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について (喀痰吸引等関係)</p> <p>「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 72 号。以下「改正法」という。)」により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)」の規定に基づく「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。)により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。)」について、介護職員等による喀痰吸引等の実施の基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、</p>

関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

第 1～第 4 （略）

第 5 登録研修機関

1 （略）

2（1）～（4）（略）

(5) 実地研修の実施先

省令別表に定める喀痰吸引等研修の課程のうち、実地研修の実施先については、法附則第 8 条に定める要件・省令附則第 11 条に定める実地研修に係る要件を満たす必要がある。

登録研修機関については、登録喀痰吸引等事業者について病院及び診療所を対象外とする法第 48 条の 5 第 1 項第 3 号及び省令第 26 条の 3 第 3 項に相当する規定はないが、実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが適当であること。

3～5 （略）

第 6～第 9 （略）

関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

第 1～第 4 （略）

第 5 登録研修機関

1 （略）

2（1）～（4）（略）

(5) 実地研修の実施先

省令別表に定める喀痰吸引等研修の課程のうち、実地研修の実施先については、法附則第 8 条に定める要件・省令附則第 11 条に定める実地研修に係る要件を満たす必要がある。

登録研修機関については、登録喀痰吸引等事業者について病院及び診療所を対象外とする法第 48 条の 5 第 1 項第 3 号及び省令第 26 条の 3 第 3 項に相当する規定はないが、実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

3～5 （略）

第 6～第 9 （略）